

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について（家内労働法施行規則関係）

（令和6年5月1日（水）から5月30日（木）まで実施）

○意見数 4件

○主な意見

※ 事務局において本パブリックコメント募集の対象となる事項について適宜要約等の上、取りまとめている。

【家内労働法関係】

- ・ 時間単価については、仕事（作業）を複数挙げて例示してほしい。
- ・ 長時間労働については、作業成果物を要求されるものは連続作業時間に制限が必要。